

広島県認知症介護基礎研修の受講について

- 1 目的 この研修は、認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることを目的とします。
- 2 実施主体 認知症介護研究・研修仙台センター(指定団体)
- 3 実施方法 eラーニング
研修カリキュラムの全てをパソコンやスマートフォン等を使い、インターネットを利用して自事業所や自宅等で受講いただきます。インターネット環境があれば、受講者のご都合に合わせて中断や再開ができるので、いつでも学習を進めることができます。
- 4 申込について
 - ・申込は随時可能です。「7 申込み方法等」に記載しているeラーニングシステムから手続きを行ってください。
 - ・申込のためには、事業所コードが必要です。事業所コード発行のための事業所登録（※事業所責任者による手続き）を行ってください。前年度までに発行された事業所コードは、継続して使用できますので、新たに事業所登録する必要はありません。また、既に事業所登録を完了している場合、新たに重複して登録することはできません。
 - ・これまでに事業所コードを発行されたことがなく、認知症介護基礎研修の受講対象となる職員が新たに入職した事業所は、事業所責任者が事業所コード発行のための登録を行う必要があります。まずは、広島県地域共生社会推進課に登録の依頼についてご連絡ください。
※下記「11 問合せ先」までご連絡ください。
- 5 受講対象者
 - ・県内の市町（広島市を除く。）に所在する介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者*等とします。
※別紙参照
 - ・上記受講の対象となる職員が新たに入職した場合、入職後1年以内に受講する必要があります。
- 6 受講料 3,000 円（受講者負担）
- 7 申込み方法等
下記 URL より、手続きを行ってください。
eラーニングシステム URL : <https://kiso-elearning.jp/>

申込は事業所単位で行ってください。手続きについては、以下の手順でお願いします。

＜事業所登録＞（以下、事業所責任者手続き）

1. 事業所責任者は、認知症介護基礎研修eラーニングシステムトップページの「認知症介護基礎研修事業所登録フォーム」から事業所の登録画面へ進んでください。
2. 必要事項を入力して送信してください。
※介護保険事業所番号（半角英数字10桁）の入力が必要です。
当該の事業所に介護保険事業所番号がない場合は、所定の手続きが必要となるため、下記「11 問合せ先」までご連絡ください。
3. 後日、本システムより事業所コードが発行され、登録されたE-mailに送信されます。
（発行には数日かかる場合があります。）
4. 事業所責任者は発行された事業所コードを受講希望者へ配布・通知してください。

＜申込み＞（以下、希望受講者手続き）

5. 受講希望者ごとに、トップページより新規登録画面へ進んでください。
「受講申込はこちら」をクリック
6. メールアドレスの認証を行ってください。
 - ① 自身で受信可能な E-mail アドレスを入力
 - ② 受信したメール内に記載されたアドレスをクリックして個人情報登録画面へ移動

※ 1 つのメールアドレスにて複数人が登録することはできません。必ず自身のみが利用できるメールアドレスをご利用ください。
7. 個人情報登録を行ってください。
※ 登録完了後、支払いに関する文面のメールが届きます。
8. 受講許可のお知らせを受信されましたら、発行された ID・パスワードを入力して、研修を受講してください。

8 申込みの際の注意事項

- ・ 受講の対象となる職員が新たに入職した場合、入職後 1 年以内の受講が義務づけられていますので、事業所責任者は、受講者が必ず研修を修了するよう、管理をお願いします。

9 修了証書の交付

通信科目をすべて受講し、確認テストまで修了すると、受講者自身がシステム上から、修了証書を印刷できます。

10 個人情報の保護

申込時に記入された個人情報は、研修の目的のみに利用します。
この研修の受講者名簿には、名前、所属及び職名を掲載します。

11 問合せ先

e ラーニングシステムの運用についての問合せは、e ラーニングシステム URL 内「お困りの場合はこちら」の利用をお願いします。

※ その他の問合せ先については、下記をお願いします。

広島県健康福祉局地域共生社会推進課 認知症共生グループ
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL 082-513-3201

【認知症介護基礎研修の義務化の対象外となる資格等】

- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 介護福祉士
- ・ 介護支援専門員
- ・ 実務者研修修了者（ホームヘルパー 1 級）
- ・ 介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー 2 級）
- ・ 生活援助従事者研修修了者
- ・ 介護職員基礎研修課程修了者
- ・ 訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者
- ・ 社会福祉士
- ・ 医師
- ・ 歯科医師
- ・ 薬剤師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ あん摩マッサージ師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 認知症介護実践者研修修了者
- ・ 認知症介護指導者養成研修修了者
- ・ 柔道整復師
- ・ 歯科衛生士 等